平成２２年（フ）第１０５号
栃木県栃木市大森町460番地３　大森ハイツＡ203
債務者　笠鳥　　学
１　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６７７号
東京都三鷹市野崎２丁目１番６号
債務者　寺内　泉二
１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１７号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目17番19号ガーデンハイツ301
債務者　斉藤　奈央
１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
福岡県大野城市雑餉隈町３丁目２番５号アイランドコーポⅠ－４Ｆ
債務者　中村　寿仁
１　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６１０号
神奈川県座間市座間２丁目810番地の８
破産者　緒方　武三
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５号
茨城県つくば市桜が丘２番地９
破産者　飯島　政博
１　決定年月日　平成22年６月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
埼玉県入間郡越生町大字越生745番地１
破産者　清水　富造
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２号
埼玉県入間郡越生町大字越生745番地１
破産者　清水みつ子
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９４号
埼玉県飯能市稲荷町16番３号　パナハイツ武田Ｂ－101
破産者　三宅　　隆
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４５号
愛知県半田市成岩本町１丁目10番地の１　カサボナール101号
破産者　工藤　千春（旧姓下山）
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７号
京都市伏見区淀生津町97番地１　ケイコン社宅103
破産者　辻内　明里
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１０５号
大阪府寝屋川市緑町48番１－403号、前住所大阪府豊中市曽根西町３丁目５番14号
破産者　モデルナデザインスタジオこと　藤本　俊司
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番17－805号
破産者　杉本勇こと　全　　景鎬
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０号
神戸市兵庫区湊川町８丁目15番８号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の８
破産者　荘所　正晴
１　決定年月日　平成22年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５号
北海道北斗市常盤１丁目６番１－301号
破産者　近藤　恭勝
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
仙台市青葉区芋沢字大竹16番地の11
破産者　中條　松男
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流146番地1411
破産者　高橋　信也
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係